参議院常任委員会調査員　三角　政勝
総務委員会調査室次席調査員を命ずる
参議院参事　和喜多裕一
参議院常任委員会調査員に任ずる
外交防衛委員会調査室勤務を命ずる
外交防衛委員会調査室次席調査員を命ずる
兼ねて参議院参事に任ずる
調査員を命ずる
第一特別調査室勤務を命ずる
同　新井　賢治
参議院常任委員会調査員に任ずる
厚生労働委員会調査室勤務を命ずる
厚生労働委員会調査室次席調査員を命ずる
（委員部副部長）参議院参事　清水　賢
委員部第五課長事務取扱を解く（以上七月一日）

（庶務部副部長）参議院参事　岡部　雅彦
（管理部営繕課長）同　澤永　好章
願により平成二十九年六月三十日限り参事を免ずる（各通）
（環境委員会調査室首席調査員）
参議院常任委員会調査員　安部　慶三
国会職員法第十五条の三の規定による期限の到来により平成二十九年六月三十日限り退職（以上六月三十日）

## 参議院法制局

**辞令**

（第四部第一課長）参議院法制局参事　武蔵　誠憲
第四部副部長を命ずる
第四部第一課長事務取扱を命ずる
（第四部第二課長）同　宇田川令子
第二部第一課長を命ずる
（第一部第一課）同　又木奈菜子
第二部第一課長を命ずる
（第五部第一課長）同　齋藤　陽夫
第四部第二課長を命ずる
（第二部第一課長）同　宮澤　宏幸
第五部第一課長を命ずる
（調査課情報管理主幹）同　伊藤　正規
調査課長を命ずる
（第二部長）同　奥津　伸
第二部第二課長事務取扱を免ずる
（調査課長）同　山本　秀彦
参議院事務局く出向を命ずる（以上七月一日）

## 国立国会図書館

**辞令**

（調査及び立法考査局農林環境調査室主任）国立国会図書館専門調査員　須藤　晋
調査及び立法考査局国土交通調査室主任を命ずる
（調査及び立法考査局国土交通調査室主任）同　山﨑　治
衆議院事務局に出向を命ずる
（調査及び立法考査局総合調査室付）同　岩澤　聡
調査及び立法考査局農林環境調査室主任を命ずる
（調査及び立法考査局総合調査室付主幹）国立国会図書館調査員　渡邊　幸秀
国立国会図書館専門調査員に任命する
調査及び立法考査局総合調査室付を命ずる
（調査及び立法考査局海外立法情報調査室付主幹）同　鈴木　滋
調査及び立法考査局総合調査室勤務を命ずる（以上七月一日）

# 人事異動

## 内閣

○経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗（高市　早苗）
経済産業大臣世耕弘成海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　山本　早苗（高市　早苗）
内閣府特命担当大臣世耕弘成海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を命ずる（以上六月二十八日）

## 法務省

（東京高等検察庁検事）検事　山西　宏紀
最高検察庁検事に配置換する
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　佐久間佳枝
法務省人権擁護局総務課長に充てる
かねて法務総合研究所教官に充てる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京高等検察庁検事法務省人権擁護局総務課長法務総合研究所教官）同　森本　加奈
法務省人権擁護局総務課長に充てるりを解く
法務総合研究所教官に充てるりを解く
（東京地方検察庁検事法務省刑事局付）同　杉原　隆之
法務省刑事局付に充てるりを解く
（同）同　唐澤　英城
千葉地方検察庁検事に配置換する
（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　中野　浩一
千葉地方検察庁検事に配置換する
法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する
（以上六月二十六日）

## 厚生労働省

労働保険審査会委員に任命する（七月一日）　金岡　京子

# 官庁報告

## 官庁事項

### 寿都地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第1項の規定に基づき、次のとおり寿都地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。
平成29年7月3日
農林水産大臣　山本　有二
（「次のとおり」は省略し、寿都地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局小樽開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

### 江良地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第1項の規定に基づき、次のとおり江良地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。
平成29年7月3日
農林水産大臣　山本　有二
（「次のとおり」は省略し、江良地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局函館開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

### 三石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第1項の規定に基づき、次のとおり三石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。
平成29年7月3日
農林水産大臣　山本　有二
（「次のとおり」は省略し、三石地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局室蘭開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

### ウトロ地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第1項の規定に基づき、次のとおりウトロ地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。
平成29年7月3日
農林水産大臣　山本　有二
（「次のとおり」は省略し、ウトロ地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局開発監理部総務課及び同局網走開発建設部に備え置いて縦覧に供する。）

### 寿都地区に係る特定漁港漁場整備事業の廃止の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第7項の規定に基づき、平成14年5月30日に公表した寿都地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業を廃止したので、同項の規定に基づき、公表する。
平成29年7月3日
農林水産大臣　山本　有二

1　廃止した理由
本地区において、衛生管理対策、防災機能の強化等を目的とした施設を整備するため、新規に計画を策定することが必要になったことから、平成14年5月30日に公表した計画に基づき整備することとなっていた施設のうち未整備となっている施設に係る事業を廃止した。

2　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項
未整備となっている施設以外の施設は、工事が完了している。